

島根労働局発表
令和4年11月28日(月)

担当 島根労働局労働基準部賃金室
賃金室長 鎌田 勝
室長補佐 日高 徹
Tel 0852-31-1158

島根県特定（産業別）最低賃金の改正について

－ 5業種について時間額を28円～33円引上げ －

島根県特定（産業別）最低賃金について、次のとおり改正されますので、お知らせします。

島根労働局では、島根県特定（産業別）最低賃金の改正決定について、島根地方最低賃金審議会（会長 富田眞智子）からの答申を受けて、異議申出に関する手続きや官報公示等所要の手続きを行いました。本日、すべての手続きが終了し、5業種の最低賃金は、下表のとおり順次、効力が発生します。

件名	改正後の時間額	引上額	引上率	効力発生日
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	987円	33円	3.46%	令和4年11月30日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	963円	33円	3.55%	令和4年12月22日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	882円	29円	3.40%	令和4年12月18日
自動車・同附属品製造業	951円	32円	3.48%	令和4年12月28日
自動車（新車）小売業	932円	28円	3.10%	令和4年12月11日
百貨店、総合スーパー	今年度改定はありません。 令和4年10月5日から島根県最低賃金(857円)が適用されています。			

件名	時間額	引上額	引上率	効力発生日
島根県最低賃金	857円	33円	4.00%	令和4年10月5日

過去5年間の改定状況

件名 \ 年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
島根県最低賃金	740円	764円	790円	792円	824円	857円
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	859円	886円	914円	922円	954円	987円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	841円	867円	894円	898円	930円	963円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	775円	800円	822円	825円	853円	882円
自動車・同附属品製造業	833円	859円	879円	887円	919円	951円
自動車（新車）小売業	812円	838円	865円	872円	904円	932円
百貨店，総合スーパー	750円	改定なし	改定なし	改定なし	改定なし	改定なし